

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注					
イ 介護予防通所 リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	生活行為向上リ ハビリテーション実 施加算	若年性認知症利 用者受入加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に介 護予防通所リハビ リテーションを行う 場合	利用を開始した 日の属する月から 起算して12月を 超えた期間に介 護予防通所リハビ リテーションを行っ た場合			
		(2,053単位)								-376単位	-20単位	
	要支援2	(3,999単位)								-752単位	-40単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1								(2,053単位)	-376単位	-20単位
		要支援2								(3,999単位)	-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1								(2,053単位)	-376単位	-20単位
要支援2		(3,999単位)	-752単位	-40単位								
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)												
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)												
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)												
ホ 口腔・栄養スク ーニング加算	(1) 口腔・栄養スクーニング加算() (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) 口腔・栄養スクーニング加算() (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘ 口腔機能向上 加算	(1) 口腔機能向上加算() (1月につき 150単位を加算)											
	(2) 口腔機能向上加算() (1月につき 160単位を加算)											
ト 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施 加算()	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)										
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)										
	(2) 選択的サービス複数実施 加算()	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)										
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向 上 (1月につき 700単位を加算)										
チ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)												
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)												
ヌ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 88単位を加算)										
		要支援2 (1月につき 176単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 72単位を加算)										
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算()	要支援1 (1月につき 24単位を加算)										
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)										
ル 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×34/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×19/1000)											
ヲ 介護職員等特定 処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×20/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×17/1000)											
ヲ 介護職員等ベース アップ等支援加算	(1月につき +所定単位×10/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定 した単位数の合計										

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目